

第 588 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 4 年 2 月 1 日 (火) 14 時 00 分～15 時 30 分
2. 場 所 県庁本館 4 A 会議室
3. 出 席 委 員 員 谷口 孝男 久保 加織 浦谷 一孝
小川 三弘 木村 常男 佐野 高典
松井 弥惣治 松岡 正富 横江 久吉
4. 事 務 局 職 員 寺田事務局長 三枝主任書記 上垣書記 大植書記
杉江書記
5. 説 明 員 二宮課長 山田主席参事 上野課長補佐
山本副主幹 大植主任技師 (兼務)
西森水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議 事 の 経 過 概 要 別添のとおり

会 長 谷口 孝男 印

署名委員 佐野 高典 印

署名委員 久保 加織 印

議 事 の 経 過 概 要

【開会宣告 13時55分】

寺田事務局長 定刻より少し早いですが、皆様すでにお集まりですので、ただいまから第588回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長 兼 水産課漁政係長の寺田でございます。本日は、光永委員がやむを得ない事情のため欠席されています。従いまして、現時刻の御出席委員は9名であり、定員10名の過半数の皆様にご出席いただき、漁業法第145条第1項の規定により、本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは議事に移ります。議事の進行につきまして、会長よろしくお願いたします。

谷口会長 それでは、ただ今から第588回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。本日の議事録署名人は、佐野委員、久保委員にお願いしたいと思います。

それでは協議事項に移ります。“第8次栽培漁業基本計画について”水産課から説明願います。

(1) 協議事項

第8次栽培漁業基本計画について(資料1)

水産課説明 山本副主幹

谷口会長 それでは、ただ今の説明に対するご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

佐野委員 ホンモロコは種苗放流から資源管理に移行するというご説明でした。在来種の中では確かに資源が回復傾向にありますが、それで良いのでしょうか。また、機会がある度に言っているのですが、ここでも対象魚種にワタカが入っています。ワタカは水草を食べるという理由で放流されていますが、これからフナ小糸等で(網を)上げていく時期になりますと、小糸衆の中からは「ワタカが増えてもうカナンはや、網は傷むし。」という声を聞きます。本当に対象魚種にする必要があるのでしょうか。第8次計画ではワタカの放流数量を減らしてはいるようですが、ワタカがどれだけ水草を食べて、どれだけ貢献しているかという数値を示してもらいたいです。ワタカは百害あって一利なしと感じています。

山本副主幹

まずホンモロコに関して、今後また減ってくる可能性があるかもしれないとは思っておりますが、少なくともこの計画の5年間のうちではそこまでは減らないのではないかという見通しで、放流しないということで対象魚種から外しています。第9次栽培漁業基本計画策定時の状況によっては、再度対象魚種に入れることは可能です。

ワタカに関しては、ゲンゴロウブナと同様に直接漁獲対象種ではないものの、やはり色々な魚がいて琵琶湖が健全な状態であることが重要だという考えから対象魚種としています。

二宮課長

少し補足させていただくと、栽培漁業基本計画の性質上、対象魚種は種苗の生産および放流または育成を推進するというものですので、生産・育成・放流によりこれからもっと資源を増やしていこうという魚種が対象になります。ホンモロコは一定増加傾向にあり、資源全体に対し放流個体が占めている割合は1～3割程度と低く、放流によって資源を育成していくという段階は終えているという判断をしています。そして資源管理という形で再生産を増やしてさらに高めていく方向へ我々としては舵を切っていますので今回対象からは除外しています。

また、そのようなことは起こらないだろうと考えているのですが、万が一、今後の資源状態が非常に悪くなるようなことがあれば、5年間の計画を持っていても緊急事態に応じた放流の実施などの対応は考えています。

佐野委員

言われていることは分からないこともないです。かつてホンモロコを試験場でふ化させて放流していこうという取組がありました。現在では水産振興協会を通じてホンモロコの種苗放流をしております。放流したホンモロコは耳石に標識をつけており、確かに増えていることは分かります。資源管理の取組として漁業協同組合連合会では産卵期の5月1日からは自主規制として獲らないようにしていますし、コロナの影響で単価が安くなっているため獲らないという現状です。放流と天然で産卵した比率はどの程度でしょうか。天然産卵が本当に増えているなら良いのですが。

ワタカについて、多様な種類の魚を増やすというのは、行政上は良いかもしれませんが、漁業者からすれば、いわゆる未利用魚であるワタカやカマツカ、ニゴイには全然利用価値がありません。そんな魚を増やしてもらったところでどうしようもありません。ワタカがそれだけ水草を食べるといふならその数値を示してほしいです。ワタカは増殖計画から外してもらえませんか。

谷口会長 ホンモロコについては第7次計画で放流目標が1,200万尾、令和3年の放流実績が231万尾と、先ほど資料1の2ページ目でご説明いただきました。佐野さんがご質問されている放流と天然の産卵比率とその根拠を課長から聞きたいと思います。

二宮課長 まず比率ですが、直近のデータでは令和2年でホンモロコの当歳魚の資源尾数が1,600万尾、そのうちに占める放流した魚の割合は1～2割程度となっています。放流が再生産に十分繋がっていないニゴロブナの場合では、数年前には放流魚の割合が5～6割を占めていることもありました。ホンモロコは当歳魚の資源尾数が増え、そのうち放流魚の割合が1～2割に下がってきているので、再生産が高まっているという状況になっています。

谷口会長 下の表（資料1（参考）琵琶湖漁業における総漁獲量と主要魚種の目標漁獲量）にあるホンモロコの令和元年の漁獲量32トンのうち1～2割が放流魚ということでしょうか。

二宮課長 それに近い数字です。当歳魚資源なのでほぼ漁獲魚に当たるものなのですが、そのうち放流魚の割合が1～2割ということになります。この割合の正確な数字を確認してこの委員会の中で後ほどお伝えしたいと思います。

ワタカについては、夏場の水温が高いときに水草をよく食べることは分かっているのですが、琵琶湖の中にどれくらいいるのかはよく分かっておらず、琵琶湖中でどれくらい水草を食べているのかという定性的なデータというのもない状況です。ただ、漁場環境を適正な形にするということはホンモロコやニゴロブナ等様々な重要魚種を増やすことに繋がっていくため、環境保全型の魚種としてワタカやゲンゴロウブナも放流して資源添加をしていく必要があると考えていますので対象魚種にしています。

佐野委員 これ以上言っても仕方ないですけども、もっと実態に即して対象魚種を考えて欲しいと思います。ワタカはいつから対象に入っているのでしょうか。第6次計画くらいから入っているのでしょうか。

山本副主幹 ワタカは第4次計画、平成12年度から放流対象魚種に入っています。

二宮課長 先ほど、「ホンモロコの資源量に対する放流魚の割合の正確な数字を調べてお答えします」と言っていたものが今出てきました。一番直近の令和

2年度は放流魚の割合が26%、令和元年度は13%でした。いずれも当歳魚資源尾数が1,600万尾を超え、資源状況が良くなってきた時で、放流魚の割合が少なくなってきました。

谷口会長 今の件に関してでも、それ以外についてでも結構ですし、第8次栽培基本計画原案に対するご意見、ご質問はほかにありませんか。資料1の「3. 策定経過と今後のスケジュール」の中で「令和4年2月基本計画（原案）の琵琶湖海区漁業調整委員会への事前協議」にアンダーラインが引かれているのは今日のことですか。次に2～3月の間で関係機関と協議して、改めて諮問という形で当委員会に諮るということでしょうか。

二宮課長 はい、そうです。

谷口会長 先ほど佐野委員からも質問がありましたが、基本計画に対象魚種として載っていないければ、むこう5年間は放流出来ないのですか。

二宮課長 そのようには考えておりません。あくまでもこれは5年先にこれくらい生産放流を高めていこうという基本的な考え方を整理したものです。ホンモロコのように非常に順調に思っていたものが、もし万が一急にガクッと落ちた場合には、この計画とは別に緊急的な対応をとる必要はあると思っています。

谷口会長 漁業者の皆さんの漁獲状況を聞き、水産試験場で調査した結果、悪い状況になってきたらプッシュしていくということですね。ぎちぎちに縛られる話ではなく、海区委員会でも意見を交わしながら対応していくことは可能だという話ですね。

二宮課長 全くそのとおりですし、我々はホンモロコに力を入れないというわけではありません。生産放流を高めるというものではなく、どれくらいの資源量があるかということの水産試験場がしっかり把握し、資源管理・漁獲管理を行ってさらに再生産を高めていこうという考えです。併せてホンモロコはいま商品価値が非常に厳しくなっているので、消費拡大も含めて漁獲量を高めていきたいと思っています。

小川委員 ワカサギは外来種だから放流できないのですか。

二宮課長 それもありますが、ワカサギはこの基本計画の中で対象魚種にしている
ないです。

小川委員 やはり我々漁師はワカサギを獲ります。ワカサギはホンモロコより単
価が良いからです。こんな状態ですよ。

谷口会長 当然ながら環境の改善は全体的な効果としては出てくるのかもしれませんが、
漁業者にとっては、やはり漁業ですからね。そういうことも頭に入
れていただいて、今日の委員会で、こういう意見もあったということ
を踏まえて、県議会環境・農水常任委員会に説明された上で改めて諮問
という流れになるのですね。

二宮課長 はい、そうなります。

松岡委員 漠然とした質問ですが、ホンモロコが増えてきたと現在捉えています
けれど、これまで放流を続けて、外来魚を駆除して、ヨシ帯を作って、ど
れに効果があったのでしょうか。何か変化があった時のためにそこを突き
止めるべきです。

二宮課長 様々な取組の複合的な効果が出てきたのだろーと思います。自主規制、
西の湖や伊庭内湖では地元漁師による外来魚駆除、南湖であれば水草が減
ってきて、総合的な効果として現れてきたと感じています。

谷口会長 これ一本という理由ではなくて、複合的な要因だと思います。

松岡委員 親魚を徹底して守ってきたわけでもないですし、琵琶湖にこれだけ影
響を与えてきたなら、何かありそうな気がしています。

西森場長 放流に関しても水田への仔魚放流は効果的です。様々なところで取り
組みが拡大しまして、田んぼの中で餌をやらなくても育ち、流下した先の
外来魚駆除も大きいです。特に南湖では水草刈りの成果もあってブルーギ
ルが減少しています。二宮課長のおっしゃるように、様々な取組の効果が
出たものと思います。

松岡委員 そのあたりを踏まえた上で外来魚対策をお願いします。ホンモロコは
今の琵琶湖の環境が受け入れられるようになったのかと、漠然と思います。

谷口会長 ほかにございませんか。

ないようでしたら、諮問事項に移ります。「小型機船底びき網漁業の許可の制限措置および申請期間について」、また、関連する内容として「手繰第3種漁業（貝びき網漁業）の許可の有効期間の短縮について」も併せて、水産課から説明をお願いします。

（２）諮問事項

1. 小型機船底びき網漁業の許可の制限措置および申請期間について（資料2、3）

2. 手繰第3種漁業（貝びき網漁業）の許可の有効期間の短縮について（資料4）

水産課説明 大植主任技師

谷口会長 ありがとうございます。何か質問、ご意見ありましたらよろしくお願ひします。

佐野委員 内容について異議はないが、推進機関の馬力数についてはこれまでの委員会で言ってきました。資源管理の観点上、高出力エンジンは好ましくないというのが当局の見解だと思います。しかし、漁業者の経済状況を考えると、漁業者はとてもし新しいエンジンを買えませんし、古いエンジンを動かしていこうとなると、127kW以下のエンジンはなかなか見つからないのが現状です。貝びき漁業者については漁場が遠く、特に冬は天気の急変があるので漁連にも馬力数制限について検討してほしいと要望を出していました。漁業者の現状を踏まえて、資源管理に影響を及ぼさない範囲で、馬力数制限の緩和を考えてほしいです。

愛知県あたりでは制限を260kW以下にしたこともあるという例があるのですが、資源管理の事情を前面に出されるとつらいものがあります。馬力数を上げて漁獲量が増えるのか、相関関係がわかりませんし証明もできませんが、この期間中でも推進機関の馬力数の緩和を考えてほしいです。

大植主任技師 先ほどの127kWの馬力数制限について、愛知県の事例における水産工学研究所の研究結果によりますと、小型機船底びき網漁船の推進機関の馬力数を127kWから260kWに上げると、漁獲圧が1.43倍になるというデータが出ております。これを考慮すると現状の資源管理的には難しいですが、様々なデータと併せてこれから考えていこうというところです。

谷口会長 以前もその話が出て考えています。漁業者の現場レベルの意見があつて、水産課では馬力について一定検討するという事になっていたと思いま

す。今説明にあったようにデータを取り寄せてそれなりに調べておられるとは思いますが、そのあたりの状況について教えていただきたいです。

二宮課長

ありがとうございます。昨年5月の委員会でもこういった話が出ました。資源管理を進める話で馬力規制についても考えていかなければとお答えしたところですし、佐野委員の御意見ももつともだと認識しております。ただ、残念ながら資源管理の議論が十分ではない状況です。

現在、漁業者から漁獲報告をタイムリーに集めるための仕組みを作っています、迅速かつ正確に漁獲量を把握できるようにしていきます。どの程度資源があって、どれくらいなら獲っていいのかも、これからきっちり見極めないといけないと思っています。

そして先ほど説明がありました資源管理協定への移行により、資源を持続的に利用しながら効率的に獲っていくことをしっかり議論し、こういった馬力も含めて同時に検討していくべきと判断しました。ご要望を頂いていたことではありますが、そこに踏み込むのは難しく、馬力規制に関することは今回盛り込めませんでした。

佐野委員

先ほど大植主任技師から説明のあった愛知県の事例について、260kWで漁獲圧が1.43倍と言われましたが、漁獲圧とは？

二宮課長

馬力数を260kWとすることで、理論的に漁獲量が1.43倍になるということです。愛知では隻数を減らすことでも資源管理をしています。ただ我々の県は資源そのものが厳しい状態なので、資源量を増やしながら効果的に獲っていく点で愛知県とは違う事情もあると思います。

横江委員

今のその話は、現場にいる自分の立場からするとおかしいと思います。それなら例えば、マングワの大きさを県で決めてしまえばよいと思います。漁師の立場から言えば、突風が来た時には高出力エンジンで緊急的に避難したいです。だから漁具の大きさを制限して、エンジンの馬力を上げさせてほしいです。県はエンジンや船を大きくしたら漁具も大きくなると思っているかもしれませんが、実際は災害から逃れるのが目的です。

山田主席参事

操業の安全性については聞いています。しかし、漁具を大きくしなくても馬力が大きくなれば漁獲圧が高まるのは一定事実としてあります。資源管理手法はほかにもあるので、資源量に見合う適切な資源管理措置と漁獲圧を考えていかなければいけません。おっしゃったような漁具の大きさ以外にも、操業日数、漁獲量の規制といった様々な資源管理措置があります

ので、それも含めて資源管理協定の中で、馬力の変更についても検討していきたいと考えています。

ちなみに漁業法の改正により、大臣許可漁業は年間の漁獲量を先に決めてから、その量をどのような船や漁具を使って獲るかで裁量を持たせられるようになりました。知事許可漁業においても資源の状況を踏まえて、考え方を考えるべきところは変えていきたいと思っております。

谷口会長 説明について確認させてください。資料2の2ページ目下部の資源管理協定への移行について、今説明があったことを令和4年2月から2年かけて検討していこうということですよ。

山田主席参事 おっしゃるとおりです。

谷口会長 しかし、今は漁獲圧とは違って危機管理の観点から話がありました。これを含めると協定の意味が異なってくると思います。その資源管理協定締結を2年間検討しようとするのであれば、先ほどおっしゃったような、1隻あたりでの総漁獲量を決める代わりに、エンジンを大きくしてもよいとするようなことも視野に入れて話し合っていきたいと思いますということよろしいですね。

山田主席参事 はい、おっしゃるとおりです。資源管理協定は令和5年度中には策定しなければいけないので、そこをしっかりとやってまいります。先ほど例示として様々な資源管理の手法を申し上げましたが、それらについてもしっかり議論をしていきます。

谷口会長 そういうことよろしいでしょうか。ありがとうございます。ではほかにご質問ありましたらどうぞ。

浦谷委員 聞きたいのですけれども、操業の資格が「滋賀県在住」というのは、滋賀県に住んでいれば誰でもいいということでしょうか。

大植主任技師 そうです。滋賀県内に住所を持つ、要は住民票があればよいです。

浦谷委員 漁業者でなくてもよいということでしょうか。

谷口会長 これは漁業を営む者の資格ですよ？

大植主任技師 はい。漁業を営む者の資格です。

山田主席参事 どういった方に許可をするべきかということは、まさしく次の議題の「許可の基準」の話でして、少し先走りますが資料5になります。資格としては「滋賀県に住所を有する者」となっており、諮問の内容のような形で第1条の方に具体的に順位を定めております。この考え方の中で許可の優先順位を決めていきます。詳しい説明は次の議題でさせていただきます。

二宮課長 次の諮問の議題でのことですので、次の説明に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

谷口会長 異議がなければ、次の議題でよろしいですか。

(一同異議なし)

では次の「小型機船底びき網漁業の許可の基準」について説明をお願いします。

3. 小型機船底びき網漁業の許可の基準について（資料5）

水産課説明 大植主任技師

谷口会長 今の説明に対して、ご意見やご質問はございませんか。

木村委員 滋賀県に住所を持つ人に許可を出すということですが、これから初めて漁業をする人、あるいは漁協に入っていない人でも、滋賀県に住所があれば許可を貰えるのでしょうか。

大植主任技師 今まで漁業をしてこなかった者（漁業者でないもの）が申請した場合、資料5-2の第1条第5号に該当し、順位は第5位となりますが申請は可能です。従前の制限措置の内容ですと操業の資格というものは無かったので、県外在住の人でも申請をすることができました。この場合の制限措置を定めるにあたっては、滋賀県内の周辺の漁業者との漁業調整が必要となるため、滋賀県内に住所を有する者のみに許可の資格を絞るよう決めました。

木村委員 漁業者でなくても、滋賀県に住所を持っていればよいのですね。漁獲物を漁協に卸すまでには漁協との相談が必要なのですが、それでも漁業者でない人が申請して問題ないのでしょうか。

山田主席参事 この考え方は、今もしっかり小型機船底びき網漁業を行っている方が資料5-2の第1条第1号にあたる第1位。操業している漁業者の従事者の方で、今後引き継いで自分で漁業をしたい方は第2位。小型機船底びき網以外でも90日以上しっかり漁業をした実績のある方が3位で、こういった方々は他と比べて優先順位を高くしています。4位はあまりおられません、1人で2隻目、3隻目の漁船を追加して許可を得たいという方。これまで漁業の実績が無いけれど新しく漁業を始めたいという方も、定数に余剰があれば営んでもらいたいという思いはありますが、ほかの方と比べると第5位と、優先順位は低くなります。そのため5位の方が申請したからと言って、優先順位の高い人で定数が埋まれば許可が出ないという事もあり得ます。

浦谷委員 定数の枠が余ってれば許可が下りるということでしょうか。

山田主席参事 そうなります。

浦谷委員 それだと結局、漁業者とは何なのかと思います。漁業者をやっているからこそ許可が下りるものだと思っているので、それなら滋賀県在住でなくとも、どこかの漁業協同組合に属していることを資格として書く訳にはいかなかったのですか。

山田主席参事 組合に所属していることを資格として制限措置に適用するのは難しいところです。3位の条件である90日以上の操業は、漁協の正組合員の資格である90日以上の操業と同じなので、しっかり正組合員として操業している限りは少なくとも3位以上を維持できると思います。

浦谷委員 今懸念しておられるのは、漁業者が徐々に減る中で、漁業者でない者に漁場を荒らし回られると漁業者が大変で、資源を守ることもできなくなるのではないかということですよ。

山田主席参事 そうですね。大植主任技師の説明にもありましたが、当然これから漁業をしっかり営むことが許可の前提ですので、許可をもらって漁業をしてい

ないというような事があれば許可の対象とはなりませんので、漁業を営むことが根底の条件となります。

谷口会長 この議論は今までしていなかったのですか？

二宮課長 漁業法改正以降の委員会でこの話はまだなかったと存じます。これまでは漁業調整規則内で順位付けがされていたので、委員会での議論はありませんでした。ただ、基本的な考えとしては実績のある方を最優先するべきですし、主要漁業の許可に関しましては、実態に合った、または資源管理上必要な人数に絞り、漠然と許可数を実態より多く取るようなことをしないとしています。今懸念されていたようなことがなるべくないようには思っております。

谷口会長 この許可基準は、元は調整規則内に入っていたということですね。つまり従前も同じように門戸は開放されていて、基本的には枠が余っていれば許可を出さざるを得なかったのを、絞ってきているというところですね。現在の漁業者の枠を担保しながら基準を設けたという事でしょうか。

二宮課長 そういうことです。前回の切替えでも制度上そういった権限はありまして、今後の資源管理を強化するにあたって更に考えていきます。

谷口会長 事実上、無秩序に参入者が入らないような工夫をしている、ということですね。

二宮課長 全くそのとおりです。

谷口会長 ほかに御意見ございませんか浦谷委員、そういうことでよろしいですか。

浦谷委員 もう少し絞る感じのことはできないのかと思います。

二宮課長 そこに関しては踏み込めない事情もありますので、我々としては適正な漁業ができることを最大限考えたうえでの提案とさせていただきます。

谷口会長 漁業法は基本的に漁場をオープンなものとして扱っていて、国は新たな担い手の参入によって水産業の活性化が図れるように、漁業の間口を広げるという考え方で動いているのですよね。滋賀県はそれとは違う方針を

取っているように思いますが、その中で工夫してやっているということか
と思います。ただし浦谷委員のような意見があっても、行政では制限措置
の表現に限界があるということかと思います。

二宮課長 そのとおりです。

谷口会長 そういうことでよろしいですか。

浦谷委員 分かりました。

谷口会長 それでは異議なしということで答申してよろしいでしょうか。

(異議なし)

谷口会長 ではそのようにいたします。次の諮問事項に移ります。「刺網漁業の許
可の申請期間」について、水産課から説明をお願いします。

4. 刺網漁業の許可の申請期間について（資料6）

水産課説明 大植主任技師

谷口会長 只今の説明に対し、ご意見、ご質問があればお願いします。
これは例外的な措置ですよ？

二宮課長 はい。刺網は漁業の中でも参入しやすい漁法で、定数の余裕もありまし
た。一斉切替えの後も、申請漏れなど追加での希望がいくつかの組合から
ありましたので、もう一度申請期間を設けて許可を出す方向で考えている
ところです。

小川委員 自分は沖島の組合ですけれども、1隻分の許可は持っているが、もう1
隻を購入したのでそれにも許可が欲しい、という場合も許可はもらえるの
ですよ。船に対する許可と聞いています。

二宮課長 はい。許可できます。

谷口会長 ほかにご意見等ございませんか。

(ほか、意見・質問なし)

谷口会長 それでは異議なしとして答申するといたします。
次に「アユ資源の状況について」、水産試験場から報告をお願いします。

(3) 報告事項

アユ資源の状況について (資料7)

水産試験場説明 西森水産試験場長

1:43:20

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見・ご質問がありましたら発言をお願いします。

佐野委員 今年は雪が多いです。雪が多いとプランクトンが増えて、魚の成長には良いと思うのですが、それ以上に雪が多くて水温が上がらない場合の影響はどうなのでしょう。

西森場長 一つは琵琶湖の栄養塩の問題があります。琵琶湖の底に窒素やリンが溜まっているので、水温が下がって全循環がしっかりとできれば、その栄養塩が巻き上がって良い影響があると思っています。ただ、あまり水温が低過ぎるとプランクトンの成長や再生産が鈍ってしまう可能性があります。水温の下がり方の度合いの問題なので、注意深く見ていきたいと思っています。

佐野委員 今は一番寒い時期ですが、これほど条件が揃っていれば全層循環は起これるのではないですか。

西森場長 既に全層循環はありました。先週くらいに全層循環があったと本日資料提供がありました。例年2月頃になることが多いですが、今年は1ヶ月ほど早く確認されました。

二宮課長 今日の夕刊か明日の朝刊には載ると思います。

西森場長 1月26日に行われた水産試験場の調査でも、今津沖の水深90メートルの溶存酸素量が1リットルあたり10ミリグラムを超えたと測定できました。県の様々な機関が同様の調査をしています。これを情報共有といたします。

谷口会長

そのほか、意見などはございませんか。ほかにないようでしたら、以上を持ちまして第 588 回琵琶湖海区漁業調整委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

【会議終了 15 時 39 分】